

平成十九年五月十一日受領
答弁第一九九号

内閣衆質一六六第一九九号

平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出交戦権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出交戦権に関する質問に対する答弁書

一及び二について

憲法第九条第二項の「交戦権」とは、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であつて、同項において、「国の交戦権は、これを認めない。」と規定している。